

岐阜県文化芸術振興基本条例の一部改正（案）について

1. 条例改正の趣旨

- 令和6年度、県議会の議員提案条例検証特別委員会による検証結果において、「岐阜県文化芸術振興基本条例」については、高齢者や障害者をはじめとした多様な人々が文化芸術活動に参加でき、その振興が図られるよう、「条例の見直しを検討すべき」とされた。
- 国においても、平成29年に、年齢、障害の有無又は経済的な状況にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備、観光やまちづくり等の各関連分野との有機的な連携、地方文化芸術推進基本計画策定の努力義務等を盛り込んだ文化芸術基本法へと改正している。
- そのため、議員提案条例検証特別委員会による検証結果や文化芸術基本法の改正動向も踏まえつつ、先進県の例も参考に、条例の見直しを行うもの。

2. 条例改正の内容

第2条（一部改正・新設）

- 基本理念について、年齢や障害の有無等にかかわらず、等しく文化芸術活動に参加できるような環境の整備や、観光、まちづくり、国際交流等、各関連分野との有機的な連携が図られるように配慮すること等、文化芸術基本法の改正に合わせて拡充

第6条（新設）

- 地方公共団体が定める「地方文化芸術推進基本計画」の策定が努力義務となったことを受け、本県において基本計画を定める規定を新たに設けるもの。基本計画の策定にあたっては、有識者の意見を聴くとともに、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じることとしており、検証特別委員会の検証結果である、県民の声を聴きながら文化芸術に関する施策を一層推進することを反映

第9条（新設）

- 検証特別委員会の検証結果を反映し、高齢者や障害者をはじめとした多様な人々が文化芸術活動に参加でき、その振興が図られるよう、高齢者や障害者等の文化芸術活動の充実についての規定を新設

第11条（新設）

- これまで本条例に教育機関や学校に関する言及があまりなかったことから、他県の条例を参考に、学校教育における文化芸術活動の充実についての規定を新設

第12条（一部改正）

- 検証特別委員会の検証結果を反映し、伝統文化の継承及び発展にあたり、県は、市町村や企業、団体、教育機関、個人など多様な主体と連携することを明記

3. 施行日

公布日（予定）